

開催期日 令和3年5月17日

開催場所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和3年5月17日 午後1時30分
閉 会 令和3年5月17日 午後2時01分
場 所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について

議案第2号 現況確認証明申請に対する処分について

議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者11名・欠席者1名

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 本間俊一

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 萱森枝里子

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和3年第5回の農業委員会を開催する旨を宣した。

会 長（あいさつ）

皆さん改めましてこんにちは。令和3年第5回の中島村農業委員会の総会のご案内申し上げたところ、色々とお忙しい中、お集まり頂きましてありがとうございました。

田植えのほうは一段落かなと思うところですが、なんだか季節が早まったかのようで、作る作物なんかも苦慮しているのではないかと思います。我々の仕事は天候に左右される仕事が多く、大変苦勞なさっているのかなと思います。先ほどもワクチンの話が出ましたが、高齢者の方から接種が進むところですが、予約がなかなか取れず大変心配しているという状況下でございます。

さて、本日は議案が3件ございます。どうぞ慎重審議よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。ご苦勞様でございました。

事務局長

議事録署名人の選出からは、議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議 長

議事に入る前に議事録署名人の選出について、2番小林均委員、4番鈴木一男委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第6号について、確認担当委員に報告を求めた。

6番八代一典推進委員

議案第1号受付番号第7号につきまして、5月9日に譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても、5月9日に確認致しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第1号受付番号第7号につきまして、只今八代推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また八代推進委員と同様に現地についても5月9日に確認致しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案第2号現況確認証明申請に対する処分について、審議の前に、中島村農業委員会規則第10条の規定により、2番鈴木和宏推進委員の除斥を求めた。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

議事を再開する旨を宣し、議案第2号現況確認証明申請に対する処分につい

て上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第2号受付番号第3号について、確認担当委員に報告を求めた。

1番小室晋推進委員

議案第2号受付番号第3号につきまして、本日12時45分より申請人・●●●さん、円谷会長・小林委員・私を含めた農業委員・推進委員3名及び事務局の立ち合いで現地確認を行いました。

申請地の現況につきましては、畑の様相は無く、進入路として利用されている状況でした。説明では、既存の住宅敷地に出入りするためには、申請地を利用して出入りする他に無く、申請人の祖父の代から既存の住宅敷地と一体で利用し、現在に至っているようです。長年宅地として利用しており、農地への復元も困難であることから、現地確認の結果、非農地であると判断しましたことをご報告いたします。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2番小林均農業委員

議案第2号受付番号第3号につきまして、只今小室推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また、現地調査に私も同行し、直接現地を見てまいりましたが、小室推進委員と同様、農地への復元は困難であると判断いたしましたことをご報告いたします。以上、報告終わります。

議長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

異議ないものと認め、議案第2号現況確認証明申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

2番鈴木和宏推進委員の除斥を解除する旨を宣した。

—— 暫時休議 ——

議 長

議事を再開する旨を宣し、2番鈴木和宏推進委員に対し、議案第2号については原案のとおり可決決定された旨を告知した。

議 長

引き続き、議案3号農用地利用集積計画に対する意見の決定について、審議の前に、中島村農業委員会規則第10条の規定により、5番水野谷一男農業委員の除斥を求めた。

— 暫 時 休 議 —

議 長

議事を再開する旨を宣し、議案3号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第3号受付番号第13号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第3号受付番号第13号につきまして、5月8日に貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても同日に小林委員と確認致しましたが問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2番小林均農業委員

議案第3号受付番号第13号につきまして、只今大木推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また大木推進委員と同様に現地についても5月8日に確認致しましたが問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

— 異議なしの声多数 —

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

— 全員異議なしの声あり —

議 長

異議ないものと認め、議案第3号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

5番水野谷一男農業委員の除斥を解除する旨を宣した。

—— 暫 時 休 議 ——

議 長

議事を再開する旨を宣し、5番水野谷一男農業委員に対し、議案第3号については原案のとおり可決決定された旨を告知した。

議 長

以上をもって、全議案審議終了の旨を宣した。

事務局長

その他に入る旨を宣し、事務局より説明。

一点目 次回の農業委員会総会は、6月16日(水)に役場2階会議室で行う。

二点目 緑の募金の支出について。

三点目 農業委員会活動優良事例集の配布について。

四点目 次期農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について。

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時
令和3年5月17日 午後2時01分